

子育て世帯への臨時特別給付金

児童手当を受給する世帯に対して、その対象児童一人あたり 1 万円の臨時特別給付金を支給します。原則、申請は不要です（公務員については市へ申請が必要です）。

対象児童 令和 2 年 4 月分の児童手当の対象となる児童（3 月分の対象となる児童を含む）
※3 月 31 日までに生まれた児童が対象。新高校 1 年生を含む。

給付額 対象児童一人あたり 1 万円
※支給時期は 7 月を予定しています。

問 子ども福祉課（内線 165）

妊婦へのマスク配布

対象 ①市町村で把握している妊娠中の方 ②新たに妊娠が判明した方

配布枚数 2 枚/月

※国から布製マスクが市に届きしだい配布します。

問 健康増進課 Tel 0296-77-9145

学生のみなさんへ笠間の農産物をお届けします

新型コロナウイルス感染症対策のため、アルバイト等ができず生活に支障をきたしている学生の方に笠間市の農産物を詰合せた「KASAMA BOX」を無償でお届けします。

対象 本人または親等が市内に住所を有し、学校教育法に定められる大学、短期大学、大学院および専門学校に在学中である平成 14 年 4 月 1 日以前に生まれた学生の方。一人 1 回限り。

申込方法 ホームページまたは農政課窓口で入手できる申請書に学校名、学部、学科、学年等、ご記入のうえ、学生証の写しとともに窓口へ直接または FAX、もしくは「いばらき電子申請・届出サービス」からお申し込みください。

申込期限 6 月 11 日（木）

申・問 農政課（内線 527） FAX 0296-77-1146

中小企業・個人事業主に向けた資金貸付(県と共同事業)

売上が急減して廃業や倒産が懸念される中小企業・個人事業主に対して当面の事業継続に必要な資金を貸し付けします。

対象者 県内に事業所を有し、引き続き 1 年以上事業を営んでいる中小企業者（詳細は市のホームページでご確認ください。）

貸付金額 200 万円(上限)

貸付期間 10 年以内(据置 5 年以内)
※10 年を限度に 1 回の延長可

貸付要件 無利子・無担保

問 笠間市商工会 Tel 0296-72-0844

新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口

厚生労働省 Tel 0120-565653 9 時～21 時（土日・祝日も実施）

茨城県庁内 Tel 029-301-3200 24 時間（土日・祝日も実施）

中央（旧水戸）保健所 Tel 029-241-0100 9 時～17 時（平日のみ）